

日本 NP 学会ブロック活動に係るホームページ運用細則

平成 29 年 11 月 24 日

(細則の位置づけ)

第 1 条 日本 NP 学会（以下、「本会」という。）は日本 NP 学会ブロック活動に関する規程に定めるブロック活動に係る学会ホームページ（以下、「ブロック活動情報」という。）の運用に関し本細則を設ける。

(運営管理)

第 2 条 ブロック活動情報の円滑な運用を図るため、学会事務局がこれを管理する。

(目的)

第 3 条 本会が発信する情報を通じ、各ブロックにおける NP に関する研究の推進ならびに知識の交流を図ることを目的とし、運用にあたっては、社会的倫理規範の遵守および個人情報の保護に留意する。

(ブロック活動情報の内容)

第 4 条 ホームページに掲載するブロック活動情報については以下のものを指す

- (1) 研修会などブロック活動等に関する情報
- (2) その他、NP に係る催しに関する事項

(ブロック活動情報の管理、作成、編集及び削除)

第 5 条 ブロック活動情報の管理、作成、編集及び削除（以下、「管理等」という。）は各ブロック長が行う。

- 2 理事長は、各ブロック長にブロック毎のメールアドレスを付与する。
- 3 各ブロック長はブロック活動情報の管理等に加え、開示および非開示に関する操作についても適正に行う。
- 4 各ブロック長は、ブロック内に開示した情報を全ブロックに発信することを希望する場合、その旨を学会事務局に願い出ることができる。
- 5 学会事務局は 4 の願いにより新着情報として発信する
- 6 理事長は、ブロック活動情報に掲載された内容が不適切であると判断した場合、対象となるブロック長に対し、その削除を求めることができる。
- 7 前項の規定により理事長から掲載内容の削除を求められた場合、対象となるブロック長はすみやかに削除しなければならない

(ブロック活動情報の掲載の形式)

第 6 条 掲載の形式は、原則として、文書にあつてはテキストファイルとし、画像ファイルにあつては JPEG 形式とする。

(禁止事項)

第 7 条 ブロック活動情報を使用するに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本会の目的以外に使用すること
- (2) 誹謗中傷、プライバシーを侵害する内容の記事の掲載
- (3) 著作権等の法令に定める権利の侵害
- (4) 営利目的その他法令及び社会的常識・倫理に反する内容の掲載

附則

この細則の改廃は理事会の議決による。

この細則は平成 29 年 11 月 24 日から施行する。